

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等； • 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则； • 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目； • 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。 | <ul style="list-style-type: none"> • 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。 • 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。 • 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。 • ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。 |
|--|---|

※ 本誌に掲載されている記事の著作権は里兆法律事務所に帰属します。無断転載等は厳禁です。

Issue362-2013/10/22～2013/10/28

目录

(点击目录标题,可转至相应正文;点击正文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于修改《中华人民共和国消费者权益保护法》的决定..... 2
- 关于中国(上海)自由贸易试验区有关进口税收政策的通知..... 3
- 关于公布取消 314 项行政事业性收费的通知..... 3
- 关于简化工商登记程序优化准入服务的意见(北京)..... 3

二、相关新信息

- 国务院部署推进公司注册资本登记制度改革..... 4
- 全国海关 11 月 01 日起实施全面深化区域通关业务改革..... 5
- 劳动合同中工作地点应如何约定? 5

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されま
す。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 「中華人民共和国消費者權益保護法」改正に
関する決定..... 2
- 中国(上海)自由貿易試験区の輸入税収政策
に関する通知..... 3
- 314 項目の行政事業料金の廃止を公布するこ
とについての通知..... 3
- 工商登記手続を簡素化し参入サービスを最適
化することについての意見(北京)..... 3

二、関連する新着情報

- 国務院は会社の登録資本登記制度改革の推
進を手配する..... 4
- 全国の税関において 11 月 1 日から区域通関業
務改革の全面的遂行を実施する..... 5
- 労働契約において勤務場所をどのように取り決
めるか..... 5

一、最新中国法令

● 关于修改《中华人民共和国消费者权益保护法》的决定

- 【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
 【发布文号】中华人民共和国主席令第七号
 【发布日期】2013-10-25
 【实施日期】2014-03-15
 【内容提要】本次修改的主要内容包括：

强化经营者的义务
<ul style="list-style-type: none"> 经营者提供的汽车、计算机、电视机、电冰箱、空调器、洗衣机等耐用商品或者装饰装修的服务，消费者自接受商品或者服务之日起六个月内发现瑕疵，发生争议的，由经营者承担有关瑕疵的举证责任。
规范网络购物等新的消费方式
<ul style="list-style-type: none"> 经营者采用网络、电视、电话、邮购等方式销售商品，消费者有权自收到商品之日起七日内退货，且无需说明理由。 但消费者定作的，鲜活易腐的，在线下载或者消费者拆封的音像制品、计算机软件等数字化商品，交付的报纸、期刊以及其他根据商品性质并经消费者在购买时确认不宜退货的商品除外。
加大了对虚假广告责任规定
<ul style="list-style-type: none"> 广告经营者、发布者设计、制作、发布关系消费者生命健康商品或者服务的虚假广告，造成消费者损害的，应当与提供该商品或者服务的经营者承担连带责任。
强化惩罚性赔偿力度
<ul style="list-style-type: none"> 经营者提供商品和服务有欺诈行为的，对消费者增加赔偿的金额为消费者购买商品和接受服务的价款或者费用的三倍；增加赔偿的金额不足五百元的，为五百元。 经营者明知商品或者服务存在缺陷，仍然向消费者提供，造成消费者生命健康严重损害的，受害人可以要求经营者承担赔偿损失的责任，另外再加二倍以下的惩罚性赔偿。
加强消费者个人信息保护
<ul style="list-style-type: none"> 经营者及其工作人员对收集的消费者个人信息必须严格保密，不得泄密、出售或者非法向他人提供。经营者应当采取技术措施和其他必要措施，确保信息安全，防止消费者个人信息泄露、丢失。 经营者未经消费者同意或者请求，或者消费者明确表示拒绝的，不得向其发送商业性信

一、最新中国法令

● 「中華人民共和国消費者權益保護法」改正に関する決定

- 【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
 【発布番号】中華人民共和国主席令第七号
 【発布日】2013-10-25
 【実施日】2014-03-15
 【概要】この度、改正される主な内容は以下の通りである。

事業者としての義務の強化
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が提供する自動車、コンピューター、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの耐久性商品または内装・外装の役割について、消費者が商品または役務を受け取った日から6ヶ月以内に瑕疵を発見し、紛争が生じた場合、事業者が瑕疵に関する立証責任を負う。
ネットショッピングなどの新たな消費形態の規範化
<ul style="list-style-type: none"> 事業者がインターネット、テレビ、電話、通信販売などの形態にて商品を販売した場合、消費者は商品を受け取った日から7日以内であれば、理由を説明することなく返品できる。 ただし、消費者がオーダーメイドしたもの、生鮮・腐りやすい商品、オンライン上からダウンロードしたまたは消費者が開封した音声映像製品、コンピューターソフトウェアなどのデジタル化商品、納入された新聞、定期刊行物およびその他の商品の性質上、消費者が購入した時点で確認した、返品が好ましくない商品は除く。
虚偽の広告に対する責任規定の強化
<ul style="list-style-type: none"> 広告事業者、広告媒体が消費者の生命健康に係わる商品または役務の虚偽広告を設計し、制作し、発信し、消費者に損害をもたらした場合、当該商品または役務を提供する事業者と連帯責任を負うものとする。
制裁的賠償の強化
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が商品および役務を提供するうえで詐欺行為があった場合、消費者への追加賠償金額は、消費者が商品を購入したまたは役務を受け入れた際の価格または費用の三倍とする。追加賠償金額が500円に満たない場合は、500円とする。 事業者が商品または役務に欠陥が存在することを明知していながら、消費者にそれを提供し、消費者の生命健康を深刻に損なった場合、被害者は事業者に対し損失賠償の責任の負担と、別途二倍以下の制裁的賠償を求めることができる。
消費者個人情報保護の強化
<ul style="list-style-type: none"> 事業者およびその職員は、入手した消費者個人の情報を厳格に秘密保持しなければならない。秘密を漏洩し、売却または他人に不法に提供してはならない。事業者は技術措置およびその他の必要な措置を講じることにより、情報の安全性を確保し、消費者の個人情報漏洩し、紛失することを防ぐものとする。 事業者は消費者の同意もしくは要請を受けていない場合、または消費者が拒絶の意思を明確に

息。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-10/26/content_1811764.htm

● 关于中国（上海）自由贸易试验区有关进口税收政策的通知

【发布单位】财政部、海关总署、国家税务总局
【发布文号】财关税〔2013〕75号
【发布日期】2013-10-15
【实施日期】2013-09-29
【内容提要】根据该通知：
▪ 对设在中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）内的企业生产、加工并经“二线”（指在中国境内，试验区与非试验区之间的界限）销往内地的货物照章征收进口环节增值税、消费税。根据企业申请，试行对该内销货物按其对应进口料件或按实际报验状态征收关税的政策。

- 在现行政策框架下，对试验区内生产企业和生产性服务业企业进口所需的机器、设备等货物予以免税，但生活性服务业等企业进口的货物以及法律、行政法规和相关规定明确不予免税的货物除外。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-10/24/content_2513915.htm

● 关于公布取消 314 项行政事业性收费的通知

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会
【发布文号】财综〔2013〕98号
【发布日期】2013-10-16
【实施日期】2013-11-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201310/t20131024_1003025.html

● 关于简化工商登记程序优化准入服务的意见（北京）

【发布单位】北京市工商行政管理局
【发布文号】京工商发〔2013〕85号
【发布日期】2013-10-14
【实施日期】2013-11-11
【内容提要】根据该意见，北京简化以下工商登记

示した場合、その消費者に対し商業性情報を発信してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-10/26/content_1811764.htm

● 中国（上海）自由贸易试验区的输入税收政策に関する通知

【発布機関】財政部、税関総署、国家税務総局
【発布番号】財関税〔2013〕75号
【発布日】2013-10-15
【実施日】2013-09-29
【概要】本通知によると以下の通りである。
▪ 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）内に設立された企業が製造し、加工し且つ「二線」（中国国内での、試験区と非試験区との間の境界線をいう）を超えて内地に販売される貨物に対しては、規則どおり輸入増値税、消費税を徴収する。企業からの申請に基づき、当該内貨品に対しては、対応する輸入材料または実際に検査申告を行った状況に基づき関税を徴収する政策を試行する。

- 現行の政策の枠組においては、試験区内の生産企業と生産型サービス企業が輸入する必要とされる機器設備などの貨物は免税となるが、生活性サービス業などの企業が輸入する貨物および法律、行政法規と関係規定で免税とならない旨が明確にされている貨物は除く。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-10/24/content_2513915.htm

● 314 項目の行政事業料金の廃止を公布することについての通知

【発布機関】財政部、国家発展改革委員会
【発布番号】財綜〔2013〕98号
【発布日】2013-10-16
【実施日】2013-11-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201310/t20131024_1003025.html

● 工商登記手続を簡素化し参入サービスを最適化することについての意見（北京）

【発布機関】北京市工商行政管理局
【発布番号】京工商発〔2013〕85号
【発布日】2013-10-14
【実施日】2013-11-11
【概要】本意見によると、北京では以下の工商登

程序:

- 简化名称登记手续;
- 简化注册资本登记手续;
- 实行章程、合伙协议非重点内容免审制度;
- 简化变更登记手续;
- 简化股份公司股东变更登记手续;
- 简化企业集团登记手续, 等。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1328644.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 国务院部署推进公司注册资本登记制度改革

日前召开的国务院常务会议, 部署推进公司注册资本登记制度改革, 降低创业成本, 激发社会投资活力, 这是新一届政府转变职能总体部署和改革方案中又一项重要举措。

根据该会议, 推进注册资本登记制度改革, 要从多方面入手, 创新公司登记制度, 降低准入门槛, 具体措施如下:

1. 放宽注册资本登记条件:
 - 除法律、法规另有规定外, 取消有限责任公司最低注册资本 3 万元、一人有限责任公司最低注册资本 10 万元、股份有限公司最低注册资本 500 万元的限制;
 - 不再限制公司设立时股东(发起人)的首次出资比例和缴足出资的期限;
 - 公司实收资本不再作为工商登记事项。
2. 将企业年检制度改为年度报告制度, 任何单位和个人均可查询, 使企业相关信息透明化。
3. 按照方便注册和规范有序的原则, 放宽市场主体住所(经营场所)登记条件, 由地方政府具体规定。
4. 大力推进企业诚信制度建设。注重运用信息公示和共享等手段, 将企业登记备案、

登记手续简化。

- 名称登记手续的简化。
- 登记资本登记手续的简化。
- 定款、パートナーシップ契約における非重点内容の審査免除制度の実施。
- 变更登记手续的简化。
- 株式会社の株主変更登记手续の簡素化。
- 企業グループ登记手续の簡素化など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1328644.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 国务院は会社の登録資本登記制度改革の推進を手配する

先頃開催された国务院常务会议では、会社登録資本登記制度改革の推進が手配され、創業コストを引き下げ、社会の投資活力を活発化させることが、新たな政府としての職能変更の全体的手配および改革方案における一つの重要な措置である。

当該会議によれば、登録資本登記制度改革を推進するには、多方面から着手し、会社登記制度を革新し、参入のハードルを引き下げる必要があるが、具体的な措置は以下の通りである。

1. 登録資本の登記条件を緩和する。
 - 法律、法規で別段の規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本の 3 万元、一人有限責任会社の最低登録資本 10 万元、株式会社の最低登録資本 500 万元の制限を廃止する。
 - 会社設立時の株主(発起人)の初回の出資比率および出資金払込期限を爾後制限しない。
 - 会社の払込資本を爾後工商登記事項としない。
2. 企業の年度検査制度を年度报告制度に改め、如何なる組織および個人も照会することができ、企業情報を透明化する。
3. 登録に便利で秩序ある規範化の原則に基づき、市場主体の住所(事業場所)登記条件を緩和し、地方政府が具体的に定める。
4. 企業の信用制度構築の推進に力を入れる。情報の公示および共有などの手段を注意深く運用し、

年度报告、资质资格等通过市场主体信用信息系统予以公示。

5. 推进注册资本由实缴登记制改为认缴登记制，降低开办公司成本。在抓紧完善相关法律法规的基础上，实行由公司股东（发起人）自主约定认缴出资额、出资方式、出资期限等，并对缴纳出资情况真实性、合法性负责的制度。

（摘自中央人民政府网站；2013年10月27日发布）

● 全国海关11月01日起实施全面深化区域通关业务改革

为贯彻落实国家区域发展战略和促进贸易便利化推动进出口稳定发展的决策部署，全国海关将于11月01日起实施全面深化区域通关业务改革。该改革主要包括三方面内容：

1. 拓展“属地申报、口岸验放”模式功能。
 - 对AA类企业的货物实行“属地申报、属地放行”方式，即企业可自主选择向进出口货物的收发货人或其代理人所在地海关申报，并在属地海关直接办理货物放行手续；
 - 自2014年03月01日起，一年内无走私违规记录、资信良好的B类生产型企业，也将适用“属地申报、口岸验放”进出口通关模式。
2. 自12月01日起，推行公路转关作业无纸化，改变现行海关验核企业递交纸质转关单及随附单证办理公路转关手续的做法，对企业向海关申报的转关单电子数据进行无纸审核、放行、核销作业。
3. 自2014年05月01日起，在启用公路舱单的基础上，将跨境快递通关改革范围扩大至广东省内各直属海关。

（摘自中央人民政府网站；2013年10月25日发布）

● 劳动合同中工作地点应如何约定？

根据《劳动合同法》第17条第4款的规定，工作地点的约定为劳动合同的必备条款。随着企业重组等越来越频繁，企业工作地点的调整变得普遍，劳动合同中工作地点如何约定合法而有效，这一问题开始受到企业的关注。本文拟结合律师以往的实

企业登记届出、年度报告、资质资格などを市場主体の信用情報システムを通じて公示する。

5. 登録資本を払込登記制度から払込引受登記制度への改革を推進し、会社設立費用を引き下げる。係る法律法規を早急に整備するという前提のもと、会社株主（発起人）自らが払込引受出資額、出资方式、出資期限などを約定し、且つ出資払込状況の真実性、適法性に対し責任を負う制度を実施する。

（2013年10月27日付の中央人民政府ウェブサイトより抜粋）

● 全国の税関において11月1日から区域通関業務改革の全面的遂行を実施する

国家区域発展戦略の遂行を貫徹し、貿易利便化を促進し輸出入における安定した発展を促進するとの決定を實際に着手するため、全国の税関は11月1日から区域通関業務改革を全面的に遂行する。当該改革は主に三つの方面の内容が含まれる。

1. 「属地申告、検問所通関」パターン機能を拡張する。
 - AA類企業の貨物に対しては、「属地申告、属地通関」方式を実施し、即ち、企業は輸出入貨物の荷受人・荷送人またはその代理人の所在地の税関で申告し、且つ地元税関にて直接に貨物の通関手続きを行うことを自ら選択できる。
 - 2014年3月1日から、一年以内に密輸・規則違反記録がなく、信用状況が良好なB類生産型企業には「属地申告、検問所通関」の輸出入通関パターンを適用する。
2. 12月1日から、自動車道路での保税輸送作業のペーパーレス化を推進し、税関が企業の提出した紙媒体の保税輸送書類および付随する書類を検査確認し、自動車道路での保税輸送手続を行うという現行手法を変更し、企業が税関に申告する保税輸送書類の電子データについてペーパーレスによる審査、通関許可、照合抹消作業を行う。
3. 2014年5月1日から、自動車道路の積荷明細書を使用するという前提で、クロスボーダー宅配通関改革範囲を広東省内の各直属税関にまで拡大する。

（2013年10月25日付の中央人民政府ウェブサイトより抜粋）

● 労働契約において勤務場所をどのように取り決めるか

「労働契約法」第17条第4項の規定によると、勤務場所に関する取決めは労働契約の必須条項となっている。企業再編などが頻繁に行われるようになるにつれ、企業の勤務場所の調整も普遍的なものとなっているため、労働契約において勤務場所をどのように取り決めれば適

务操作经验和相关案例，对于劳动合同中工作地点的约定方式，进行简要分析。

首先需要说明的是，关于工作地点的调整，无论原劳动合同中如何约定，通常都可以通过企业和员工事后签订补充协议的方式予以实现。因此，进行下述分析的目的主要是事前了解风险和事前防范。

方式一
<ul style="list-style-type: none"> ● 劳动合同中工作地点的具体表述：明确约定几个工作地点，企业可以根据实际需要，调整安排员工的工作地点。 ● 律师评价： 【优】使员工对工作地点的调整是明知和有预期的； 【劣】适用性不广，可能仅适用于部分已有多个工作地点的企业。对于尚无多个工作地点的企业，可能难以对现有工作地点以外的其他工作地点进行提前约定。 ● 相关案例：A企业与员工B某签订劳动合同，约定工作地点为上海市**路520号或上海市**区**路**号。2010年12月22日A要求B搬至约定的另一工作地点工作，B不同意，仍至原地点上班，A以B旷工为由将B解雇，B诉至法院。法院认为（上海市徐汇区人民法院于2011年12月作出判决），A、B之间的劳动合同合法有效，B应服从A变更工作地点的要求，B没有至调整后的工作地点上班，属于旷工行为，对B的诉讼请求不予支持。
方式二
<ul style="list-style-type: none"> ● 劳动合同中工作地点的具体表述：劳动合同中仅明确约定一个工作地点，但约定了企业可以根据实际需要，合理调整安排员工的工作地点。 ● 律师评价： 【优】条款表述易设置，赋予企业对工作地点调整较大的自主权； 【劣】实施工作地点的调整时可能产生争议（何谓“合理调整”可能有争议）。按照律师以往的实务操作经验，在区县范围内调整，被劳动仲裁机构或法院认为合理的可能性比较大；反之，超出了区县范围，较难被认为合理。

法且つ有効であるかという問題は企業から注目されるようになった。本文では筆者のこれまでの実務経験および関連事例に照らして、労働契約における勤務場所の取決め方法について、簡潔に分析する。

初めに説明すべきは、勤務場所に関する調整は、元の労働契約においてどのように取り決められているとしても、通常は企業と従業員が事後に補充協議書を締結する方式で実現することができる。このため、以下の分析は主として事前のリスク把握および事前予防を目的としている。

方式一
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約における勤務場所に関する具体的な内容：いくつかの勤務場所を明確に取決め、企業は実際の必要に応じて、従業員の勤務場所を調整し割り当てることができるかと取り決める。 ● 筆者の評価： 【利】従業員が勤務場所の調整について明確に認識し予期できるようにする。 【害】適用の幅は狭く、既に複数の勤務場所を持つ一部の企業にのみ適用可能である。未だ複数の勤務場所を持たない企業に対しては、現在の勤務場所以外のその他の勤務場所について事前に取り決めることは困難と思われる。 ● 関連事例：A社とB従業員は労働契約を締結し、勤務場所を上海市○○路520号または上海市○○区○○路○○号と取り決めた。2010年12月22日、AはBに対し取り決めていたもう一つの勤務場所への異動を求めたが、Bは同意せず、依然として元の場所で勤務した。AはBが無断欠勤したことを理由にBを解雇したため、Bは裁判所に提訴した。裁判所の判断（上海市徐汇区人民法院が2011年12月に下した判決）では、AとBの間の労働契約は適法有効であり、BはAの勤務場所変更に関する要求に従わなければならない、Bが調整後の勤務場所で勤務しなかった行為は、無断欠勤に該当するとして、Bの訴訟請求を支持しなかった。
方式二
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約における勤務場所に関する具体的な内容：労働契約では一つの勤務場所を明確に取り決めるのみとするが、企業は実際の必要に応じて、従業員の勤務場所を合理的に調整、割り当てることができるかと取り決める。 ● 筆者の評価： 【利】条項内容は設定し易く、企業に対し勤務場所の調整について大きな裁量権を与える。 【害】勤務場所の調整を行う際に紛争が生じるおそれがある（いわゆる「合理的な調整」について紛争が生じるおそれがある）。筆者のこれまでの実務経験によれば、区・県の範囲内での調整については、労働仲裁機関または裁判所から合理的であると判断される可能性が高いが、反対に、区・県の範囲を超える場合については、合理的であると判断さ

<ul style="list-style-type: none"> ● 相关案例: A 公司与其员工 B 某签订劳动合同, 约定主要工作地点为上海地区专卖店, 后因工作需要将 B 从康桥专卖店调至南汇专卖店。B 不同意工作地点的变更而产生纠纷, 法院(上海市第一中级人民法院于 2009 年 9 月作出判决)认为, A 公司将 B 的工作地点在原上海南汇地区之内进行调动, 符合双方合同的约定, A 企业的行为属于合理行使自主用工权。
方式三
<ul style="list-style-type: none"> ● 劳动合同中工作地点的具体表述: 劳动合同中仅明确约定了一个工作地点, 但没有约定企业可以根据实际需要调整安排员工的工作地点。 ● 律师评价: 【优】实践中比较常见的约定方式, 易于合同的达成; 【劣】与方式二相比, 企业调整员工的工作地点的难度更大, 更需要合理的理由。
方式四
<ul style="list-style-type: none"> ● 劳动合同中工作地点的具体表述: 劳动合同中只对工作地点进行了抽象、模糊的规定, 例如规定工作地点为“中国上海”。 ● 律师评价: 【优】条款表述易设置; 【劣】与方式一、方式二和方式三相比, 工作地点的约定实际上是不明确的, 实施工作地点的调整时易产生争议。企业调整员工的工作地点的难度更大, 更需要合理的理由。 ● 相关案例: 四川 A 企业与员工 B 某签订了两年期的劳动合同, 双方约定, B 的工作职位是销售代表, 工作地点为四川。因工作需要, A 企业于 2009 年安排 B 从原来负责泸州市的销售工作, 改为负责泸州市下辖县城的销售工作, 但 B 某拒绝, 产生纠纷。劳动仲裁机构(四川省泸州市劳动仲裁委员会 2010 年作出裁决)认为, 虽然 A 企业在劳动合同中写明 B 某的工作地点为“四川省”, 但其约定的工作地点范围过大, 不符合《劳动合同法》关于工作地点的立法宗旨, 约定“四川省”不能视为已约定了工作地点。

以上, 是律师对劳动合同中工作地点条款如何约定的简要分析。对于上述四种劳动合同中工作地

れるのはやや困難である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 関連事例: A 社とその従業員 B は労働契約を締結し、主要勤務場所を上海地区の専門販売店と取り決めた。後に業務上の必要から B を康橋の専門販売店から南匯の専門販売店へと異動することにしたが、B は勤務場所の変更には同意しなかったため、紛争が生じた。裁判所の判断(上海市第一中级人民法院が 2009 年 9 月に下した判決)では、A 社が B の勤務場所を元の上海南匯地区の範囲で異動する行為は、双方の契約の取決めに合致するため、A 社の行為は自主雇権の合理的な行使に該当するとした。
方式三
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約における勤務場所に関する具体的な内容: 労働契約では一つの勤務場所を明確に取り決めるのみとしたが、企業は実際の必要に応じて、従業員の勤務場所を合理的に調整、割り当てることができることと取り決めていない。 ● 筆者の評価: 【利】実際によく見られる取決め方式であり、契約の合意を得やすい。 【害】方式二と比べ、従業員の勤務場所を企業が調整する難度がより高く、合理的な理由が一層必要となる。
方式四
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約における勤務場所に関する具体的な内容: 労働契約では勤務場所について抽象的、あいまいな取決めを行うのみとする。例えば勤務場所を「中国上海」と定める。 ● 筆者の評価: 【利】条項内容が設定し易い。 【害】方式一、方式二および方式三と比べ、勤務場所に関する取決めは実際には不明確であり、勤務場所の調整を行った際に紛争が生じやすい。従業員の勤務場所を企業が調整する難度がより高く、合理的な理由が一層必要となる。 ● 関連事例: 四川の A 社と B 従業員は 2 年間の労働契約を締結し、双方は、B の勤務職位を営業担当とし、勤務場所を四川と取り決めた。業務上の必要から、A 社は 2009 年に B をこれまでの瀘州市の販売業務担当から、瀘州市所轄の県の販売業務担当に変更したが、B は拒否したため、紛争が生じた。労働仲裁機関の判断(四川省瀘州市労働仲裁委員会が 2010 年に下した判断)では、A 社は労働契約において B の勤務場所を「四川省」と取り決めてはいるが、取り決めた勤務場所の範囲は広すぎるため、「労働契約法」の勤務場所に関する立法趣旨に合致せず、「四川省」とした約定は勤務場所を取り決めたとは見なせないとした。

以上のとおり、筆者は労働契約において勤務場所に関する条項をどのように取り決めるかについて、簡潔な分析

点的约定方式，律师理解，多数企业可以选择方式二，个别企业（已有多个工作地点）可以选择方式一。

此外，如果在企业选择了上述方式二和方式四，即便工作地点的调整不甚合理，但是，如果企业能够从交通安排（例如，班车）、住宿、待遇、补贴（例如，车贴）等方面考虑员工利益，那么，也将有助于员工接受工作地点调整的安排。

（里兆律师事务所 2013 年 10 月 25 日编写）

を行った。上述した労働契約において勤務場所を取り決める四つの方式について、多くの企業は方式二を選択することができ、一部の企業（既に複数の勤務場所を有する場合）は方式一を選択できると筆者は考える。

なお、企業が上記方式二および方式四を選択した場合、たとえ勤務場所の調整があまり合理的でないとしても、企業が交通の手配（例えば、送迎バス）、宿泊、待遇、補助金（例えば、交通費）などの面で従業員の利益を考慮できるのであれば、従業員は勤務場所調整の手配を受け入れ易くなる。

（里兆法律事務所が 2013 年 10 月 25 日付で作成）